

平成28年度 第2回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第2回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成28年5月27日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 12 中下 雅敏		
出席者 総 数	出席委員 19名 欠席委員 2名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議 事 録 署名委員	2 小跡 孝廣 3 菊元 久義		
提出議題	<p>議事</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>協議事項</p> <p>平成28年度江田島市農作業労賃について 下限面積 (別段面積) の設定 (案) について 平成28年度オリーブ振興事業について 江田島市人・農地プランについて 農地中間管理機構地域駐在コーディネータについて</p> <p>その他報告</p> <p>歓送迎会収支報告</p>		

平成28年度第2回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第2回江田島市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会出席者数19名、欠席者数2名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 それでは失礼いたします。皆さんご苦勞でございます。毎日天候不順が続きますが、暑かったり寒かったり、色々と課題が多いのですが、農産物も出来が不出来であったり、豊作年であったりと、ミカンの開花状況も先日歩きましたが、表年であったり、裏年であったり、非常にその、同じ園地でも開花数が多かったり、少なかったり、問題があるようでございますけれども、本日提案いたしました案件につきましては、数は少ないのですが、協議事項で色々と協議する事項が沢山ございますので、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定を頂きたいと思っております。簡単ではございますが、開会にあたり、一言ご挨拶とさせていただきます。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、28年度第2回農業委員会の議事録署名者につきましては、2番の小跡委員と、3番の菊元委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記、窪田書記を指名させていただきます。

3 諸 報 告

議長 日程第3の諸報告でございますが、事務局の方から何かありますか。

事務局長 ございません。

4 議 事

議長 それでは、日程第4の議事に入りたいと思っておりますが、議案第5号の農地法の規定第5条によります許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。貸人●●●●。住所、大柿町_____。借人株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 ■■■■。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,118㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備を設置するため、借り受ける」といものです。パネル 208 枚、発電量 48 k w、賃貸借期間は 20 年間です。ご審議よろしくをお願いします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の濱田でございます。この案件につきましては、ただいま事務局の方から説明がありましたように、この所在地は大柿町の_____で◆◆病院から少し山に入ったところでございます。貸人の●●さんは、いま病弱でありまして、年齢も 80 歳を超えております。先日直接お会いしまして、この内容につきまして確認をいたしましたところ、本人も病弱であり、耕作をあまりできない状態であるので、自分もこれから耕作を続けていくという気持ちもないというふうに話しておられました。それで、この度、土地を貸して太陽光発電設備を設置することについては、この申請のとおりであり、お願いしたいとのことでした。また借人である、▲▲▲▲も、このような設備工事を多くしておりまして、電話で確認をいたしましたところ、工事内容も、申請のとおり施行すると、このように話しておられました。それともう 1 点、4 ページの図面を見ていただきますと、この付近の土地は農地でありまして、住宅ともだいぶ離れております。別段問題も生じないのではないかと思います。以上のような状況でございますので、許可をすることに別段支障はないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、ただいま、濱田委員の方から説明がありましたが、何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 それでは、無いようでございますので、この 1 番の案件につきまして、許可することに意義ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに全員意義なしということですので、許可することにいたします。それでは、次の議案第 6 号農業振興地域整備計画の変更についてをお願いします。

事務局長 では、3 件ございますので、続けてご説明いたします。

番号 1 土地所有者●●●●。所有者住所、江田島町_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番地〇。地目、登記及び現況ともに畑。面積、896 m²。除外面積 594 m² 除外理由は一般住宅建設です。

番号 2 土地所有者▲▲▲▲。所有者住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇。地目、登記及び現況ともに畑。面積 1,086 m²。除

外面積 1,086 m²。除外理由は太陽光パネル設置です。

番号 3 土地所有者■■■■。所有者住所，沖美町_____。所在地，沖美町_____。地番，〇〇番〇。地目，登記及び現況ともに畑。面積，68 m²。除外面積，68 m²。除外理由は墓地建立のためです。

以上で説明を終わります。

議長 農振の除外申請ということで、3件出ている訳でございますが、番号1から3番まで順番に、関係農業員さんの意見を求めた方がよいと思いますので、1番からお願いします。

委員 江田島町の島本です。本件につきましては、先般、●●さんに会いまして確認をいたしました。内容につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。また、申請場所の近隣には、農振農用地区域の除外を許可された前例が結構ございます。特に平成24年に今回の申請地の3筆隣りの〇〇番地につきましては、同じ●●さん所有の土地で農振農用地から除外され、現在家が建っております。なお、今回の申請地につきましても、知人から息子の家を建てたいので、どうしても申請地を譲って欲しいということがあったようでございます。定住促進にもつながると思います。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、それでは、2番の案件をお願いします。

委員 能美町の松岡です。▲▲さんはお父さんが亡くなりまして、相続を受けまして、いま一人で住んでおられます。それで、____の方にも土地があるんですけども、よう作らないということで、家の前にも太陽光を付けましたし、今度はこの◇◇ですね。場所的には果樹なんかはまだあるのですけれども、そこに付けたいということだと思います。また、たぶん4条申請かなにかが出てくるのではと思います。その時にまた詳しく聞きたいと思います。以上でございます。

議長 3番の案件はわかりますか。沖美町____ですが。

委員 沖美町の清水です。間違いありません。

議長 従って各地区の担当委員さんの方から、該当の案件について、説明があった訳ですが、そういうことで、まだ、農振の除外の申請ということでございますけれども、この案件について、市長から諮問を受けた案件については、異議がないという回答ということによいでしょうか。

委員 異議なしの声あり

議長 それでは、事務処理はそのようにさせていただきますので、よろしく願い

します。以上です。

5 協 議 事 項

議長 それでは、以上で議事は終わります。日程第 5 の協議事項に入りたいと思います。

事務局長 それでは、日程第 5 協議事項、一つ目の協議事項ですが、毎年 5 月の総会の時に、協議事項として上げさせて頂いております。江田島市の農作業労賃について、協議をお願いいたします。別添の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。

平成 27 年 10 月に広島県の最低賃金が改定され、1 時間当たり 769 円となりました。女性の農業臨時雇賃金について改定後の賃金を当てはめますと、8 時間で 6,152 円となります。現行の 6,000 円のままですと、最低賃金法の違反となってしまうので、改定の必要がございます。

作業内容については、2 ページ目に書いてあります。事務局からの提案としては、6,500 円への改定案を出さして頂きたいと思うのですが、皆様のご協議をお願いします。

議長 ただ今、平成 28 年度の江田島市の農作業労賃表の額の決定の提案の説明がございまして、水稻、それから農業臨時雇賃金の男性、農業臨時雇賃金の女性ということになっておりますけれども、28 年度につきましては、まず、水稻部分の作業は、これはどのようにしましょうか。

委員 意見・質問なし

議長 現行のとおりで、良いですか。それとも見直す必要がございますか。水稻の部分作業についてですが。

委員 良いのではないですか

議長 現行のままで良いですか。

委員 良いとの声あり。

議長 それでは、水稻部分については、27 年度と同額ということで、異議ございませんか。

委員 異議なしとの声あり。

議長 それでは、そのように処理をさせていただきます。
続きまして、農業臨時雇賃金の男性について、いかがいたしましょうか。

委員	意見・質問なし
議長	現行とおりで、良いですか。
委員	良いとの声あり。
議長	27年度と同額のままで良いですか。 実際に、男性を雇用されている農家の方もおられると思いますが、前年並みということで、異議ございませんか。
委員	異議なしの声あり
議長	はい、それでは、前年度並みということで処理をさせていただきます。
議長	それでは、農業臨時雇賃金の女性につきまして、事務局から雇用賃金の時間額が、広島県の示した最低賃金に合わないということで、6,500円の案の提案があった訳でございますが、この件について、いかがでしょうか。 それでは、みなさまにもう決を取らせてもらいます。では、女性について一律6,500円の案に賛成の方の挙手をお願いします。
委員	賛成の挙手（17名）
議長	はい、それでは大多数ということでよろしいですか。
委員	異議なしの声あり
議長	それでは、次へいきましょう。
事務局長	それでは、協議事項の2つ目になります。下限面積（別段面積）の設定（案）について、別添資料の3ページ及び4ページをご覧ください。（事務局が説明）以上で説明を終わります。委員の皆さまのご意見ををお願いします。
議長	毎年1度、下限面積の設定で、農業委員会の議決を求める案件が広島県から来ている訳でございますが、この件で、施行規則の方針としたら、一応、事務局の方では、現行どおりで良いのではなからうかという提案なのですが、皆様方の意見を伺いたいと思います。 現行とおりの意見の方が多数な様子ですが、現行とおりで良いですか。
委員	異議なしの声あり
議長	それでは、一応、下限面積は現行とおりでということで、決定でお願いしたいと思っております。以上です。

事務局長	はい、ではよろしいでしょうか、続きまして、平成 28 年度オリーブ振興事業について、江田島市オリーブ振興室の浜西室長より説明していただきます。
浜西室長	今日は農業委員会において、オリーブの取り組みについて、ご説明をさせていただく機会を頂きまして、ありがとうございます。 自己紹介をさせていただきます。江田島市産業部農林水産課オリーブ振興室長の浜西です。よろしくお願ひします。
山本専門員	オリーブ振興室の山本です。よろしくお願ひします。(オリーブ振興事業についての説明)
事務局長	では、続きまして、江田島市人・農地プランについて、江田島市農林水産課と広島県呉農林事業所から説明をさせていただきます。
中川主幹	お世話になります。広島県の呉農林事業所の中川と申します、よろしくお願ひいたします。今日は、呉農林事業所の原と一緒に来ております。
平田主任	江田島市農林水産課の平田と申します。よろしくお願ひいたします。
中川主幹 原事業調整員 平田主任	(人・農地プランについての説明)
事務局長	ありがとうございます。 それでは、協議事項の最後、農地中間管理機構と地域駐在コーディネータについて、農地中間管理機構の向谷担当部長に説明をお願いします。
向谷部長	(農地中間管理事業についての説明)
加甲地域駐在コーディネーター	あいさつ
事務局長	はい、他にございますでしょうか。
委員	(質問等なし)
事務局長	無いようでしたら、これで協議事項の方は終わらせて頂きます。

議長 事務局の方から、提案の案件とか、協議事項、以上でございますが、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 (意見・質問等なし)

議長 無いようでございますので、この辺で閉会といたします。どうもご苦勞でございました。

総会終了

終了時間 15 時 50 分